

介護保険被保険者(1号・2号)が 障害福祉サービスを利用する場合 の手続きや留意点について

令和7年度介護サービス事業者等集団指導
旭川市福祉保険部障害福祉課障害サービス係

優先順位について

◎1号被保険者(65歳以上)は、原則として介護保険サービスが優先となります。

◎2号被保険者(40歳～64歳)も、原則として介護保険サービスが優先となりますが、生活保護受給者については他法活用により障害福祉サービスが原則優先となります。

→障害福祉サービスを利用している方については65歳になる前々日から原則的には介護保険サービスへ移行することとなります。

※障害福祉サービス固有のもの(同行援護、行動援護、自立訓練、就労系サービスなど)については、障害福祉サービスを利用することになります。

	1号被保険者(65歳以上)	2号被保険者(40歳～64歳)
生活保護を受給していない	介護保険優先	介護保険優先
生活保護を受給している	介護保険優先	障害福祉サービス優先

障害福祉サービス利用の手続き

障害福祉サービスの対象者

- ・身体障害者(身体障害者手帳をお持ちの方)
- ・知的障害者(療育手帳をお持ちの方など)
- ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証をお持ちの方など)
- ・難病等患者(総合支援法の対象疾病の方)

サービス利用申請書類等は旭川市ホームページからダウンロードできます

[ホーム](#)>[くらし](#)>[健康・福祉・衛生・ペット](#)>[障害者支援](#)>[障害者総合支援法](#)・[障害児通所支援](#)>
[申請書等様式一覧](#)

障害福祉サービス利用の手続き

新規・更新手続きに必要な書類

- ・支給申請書
- ・世帯状況・収入等申告書兼同意書
- ・サービス等利用計画案(計画相談支援の決定がある方)
- ・相談支援事業所以外で作成する障害福祉サービス等利用案任意様式(計画相談支援の決定がない方。セルフプラン)
- ・家賃証明書(共同生活援助に入居している方)
- ・計画相談支援依頼(変更)申出書(新たに計画相談支援が入る場合または事業所が変更となる場合のみ)
- ・計画相談給付費支給申請書(計画相談支援の決定がある方)
- ・マイナンバー関連書類

障害福祉サービス利用の手続き

障害福祉サービスを利用する場合、「障害支援区分」が必要となるものもあります。「障害支援区分」の認定は、認定調査や審査会等を経て行います。

「障害支援区分」が必要となるサービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

「障害支援区分」がなくても使えるサービス

- ・同行援護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・宿泊型自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労選択支援
- ・就労定着支援
- ・共同生活援助
- ・自立生活援助

サービスの支給量について

それぞれのサービスについて「旭川市障害福祉サービス支給決定等基準」により標準的な支給量が定められています。

支給量は「標準」であって、一律に支給したり、上限とするものではありません。

例) 居宅介護の支給量

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
家事援助	20	21	25	25	31	31	—
身体介護	8	16	26	39	47	68	27
通院等介助	必要量						
通院等乗降介助	必要量						

居宅介護と訪問介護の併用について

原則として、介護保険優先となりますが「障害の特性に起因してさらに支援が必要な場合」については、市が必要と認めた場合について障害福祉サービスでの支給決定を行うことがあります。

例) 視覚障害により移動に時間を要する場合や、知的障害により意思疎通が困難な場合

要介護認定の結果、非該当となったが、支援が必要な場合など

→障害サービスによる支援が必要な場合は、相談支援専門員やケアマネジャーとも連携のうえ、ケアプラン(案)と訪問介護計画(案)及び居宅介護計画(案)、障害福祉サービスの利用が必要な理由書を添付して障害福祉課まで御相談ください。

※支給決定は通常2～3週間かかります。

※区分の認定や変更が必要な場合は2か月程度かかる場合があります。

介護保険への移行について

65歳未満の障害者が居宅介護や短期入所、生活介護を利用している場合、65歳になる前々日までは障害福祉サービスを利用することができます。

誕生日の前日からは介護保険サービスの利用が優先されますので、介護認定の申請手続き等がされているか確認をするようにしてください。

◆同行援護や行動援護など、障害福祉サービス特有のサービスについては、引き続き利用することが可能ですが、支給決定の有効期間に注意してください。

◆介護保険への移行に伴い、計画相談支援も原則として利用終了となります。障害福祉サービスの手続きについても、ケアマネジャーと連携をしながら手続きの支援をお願いします。